

○財務省告示第百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一四	三	二	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一〇トン	四〇、三六三トン	一四八、〇九二トン	四五一、九一四トン	四、六六一トン	七五トン	一七六トン	七九七トン	〇トン	一トン	一トン	一トン	一二四トン	四八二トン	一〇トン	〇トン	〇トン	

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六
○トン	○トン	六四トン	一〇五トン	一〇トン	五五トン	六九トン	二、五三〇トン	八六トン	七トン	一六二トン	六、五九〇トン	四トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	一四	一三	輸入数量
	一四八、〇九二トン	四五一、九一四トン	